

定例監査結果報告

1 監査の種別

定例監査（工事）

2 監査の対象

教育局

3 監査の期間

令和元年7月9日から令和元年11月18日まで

4 監査の範囲及び方法

今回の工事監査は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に施行している工事及び委託137件、14億3,156万円のうち、34件、7億9,991万円を抽出し、関係書類及び施工現場を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

工事及び委託については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に施行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

(1) 設計金額の算定について

「公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）」では、公共建築工事の共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の算定率が定められており、平成28年12月に基準の改定が行われ、仙台市設計基準策定委員会では、平成29年4月1日より適用としている。

ところが、教育局学校施設課では、仙台市立宮城野小学校外1校小荷物専用昇降機改修工事外1件において、改定に伴う積算システムで適用する諸経費の設定変更を行わずに、改定前の基準の算定率で共通費を算出したことから、適正な金額よりも過小な設計金額となっていた事例が見られた。

このため、入札を2回実施したが、最終的には、適正な設計金額を予定価格として入札を実施した場合、結果として受注者が1回目の入札で落札することができる工事であった。

共通費を算出するに当たっては、適用する最新の「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、適正に積算をする必要がある。